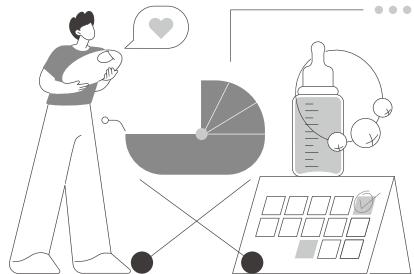


私の 育休報告

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の出生日から2年内に申請することにより、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。



No.

63

男性の長期育休のすすめ

男性会員（71期）

今回、企業の法務部に勤務する男性として1年間の育児休業を取得した。1年も休むと仕事の感覚を忘れて戻れないのでは、といった趣旨のことを何度も言わされたことがあり、確かにその点の不安はあったが、従来から女性が長期育休後に復帰して活躍している事例は多くあると思われ、男性として自分もそれに挑戦してみることにしたものである。

1年間育児の全ての工程をこなすことで、育児においてどのような大変さがあるのかを鮮明に理解することができた。育児は大変と一括りに言つても家族の協力態勢や生活・仕事スタイル、赤ちゃんの個性によって状況は様々だと思う。とはいっても、月齢に応じてどのような状況で育児することになるかイメージがつくので、職場の同僚に限らず、育児をする人に対しこれまで以上に配慮した振る舞い、言動ができるようになった点は非常に有意義だったと思う。

男性が1年間の育休を取得するというのは現在でも多くはないと思われるが、男性が長期の育休を取得することは、男性、女性ともに働きやすい環境、社会を作る上で必要ではないかと考えている。男性の育休が普及しつつある現在においても、インハウスローヤーであろうが事務所に勤務する弁護士であろうが長期の育休を取ることはそれほど容易ではないと思うが、今後徐々に男性弁護士が積極的に育休を取得していく流れになっていく

ばよいと考えている。

No.

64

積極的な

育児参加で得られたもの

男性会員（64期）

私には2人の娘がいます。第1子の際には、私もまだ弁護士3年目で、あまり業務の調整もうまくすることができず、妻が里帰り出産であったことも相まって、子育てについてはほぼノータッチでした。しかし、第2子が生まれた際は、第1子が既に小学生であり、妻が里帰りすることもできないため、しっかりと妻をサポートすることにしました。具体的には、3食のご飯の準備（といっても某つくりおきのデリバリーサービスをフル活用していたので、準備時間は15分程度。）、沐浴、長女のケアが私の役目でしたので、これらのタイミングをルーティン化して、その時間には、できるだけ会議等の打合せなどは入れないように心がけました。

このような時間を確保し、育児のサポートをすることができたおかげで、子育ての大変さがよく理解できましたし、妻からもいまだによく頑張っていたと褒められ、夫婦としての一体感が増したように感じます。子育ては、仕事以上に大変な面もありますが、人間として成長させてくれる素晴らしい経験であるとも思います。是非、男性弁護士も積極的に育児に関わるようにしていただきたいですし、事務所もそのサポートをお願いしたいと思います。

NF

※研修や会務のために保育サービスを利用した場合、当会及び日弁連の保育サービス費用補助制度があります。
当会会員サイトの「保育サービス費用補助」にてご確認ください。

「早期独立・産休育休明け
弁護士等に関する
経済的支援制度」の案内

産休・育休で弁護士登録を取り消し、その後業務に復帰・再登録し法律事務所を開設した方など、一定の要件を満たした会員に対して、支援金を支給する制度を設けています。登録を取り消さず産休育休期間の一般会費免除を受けた方も利用できます。詳細は、会員サービスサイトの「届出・手続き各種証明等」のページをご覧ください。